

日本高度実践看護学会 CNS 部門 臨床能力検討委員会細則

(設置と目的)

- 第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会 CNS 部門に、専門看護師の臨床能力の向上を図るため、臨床能力を明らかにし、評価方法の検討・評価の推進を行うことを目的とした臨床能力検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

- 第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、委員5名程度をもって構成する。
- 2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。
 - 3 委員は、正会員の中から、委員長の指名により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。
 - 一 理事の中から、理事長が指名する場合
 - 二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

- 第3条 委員長は、委員会を統括し、臨床能力を適正評価する委員会活動の責務を担う。
- 2 委員は、高度実践看護師の臨床能力を適正評価する方法を検討及びその実務を分担する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

(任期)

- 第4条 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。
- 2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。
 - 3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

- 第6条 委員会は専門看護師の臨床能力向上に資する次の事項を審議し、その実務にあたる。
- 1 専門看護師のコンピテンシーおよびキャリアラダーの策定・改訂
 - 2 能力評価方法および能力向上支援策の検討
 - 3 その他、委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(改廃)

- 第7条 本細則の改廃は、CNS 部門臨床能力検討委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

- 1 この細則は令和7年10月19日から施行する。
- 2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。